

CD-JSQC Std 89-001 「公的統計調査のプロセス・指針と要求事項」に対するコメント

No.	項目 No.	頁 P. 行No.	コメント内容(各250字以内)	提 案(各250字以内)	採否	審議委員会判定
1	1	附属書A(参考)	本規格は、ISO20252をベースとしたものであるが、作業時期の関係からISO20252の2006年版をベースとしている。2006年版と2012年版で内容に大きな変更はないが項番は一部変化している。附属書Aの内容は、2012年版の項番との対応ではなく、2006年版の項番との対応となっており、修正が必要である。	ISO20252:2012との対応テーブルを提出するので、差し替えを行っていただきたい。	○	差し替えを行う
2	1	・頁P. 1～、行No. 36～ ～(略)～このような一部業務のみを受託業者が行うことも多い。本規格では、単純に調査実施機関と表記することが、関係者の誤解を招く可能性もあり、実態に即し可能な限り具体的な組織を記載するようにしている。 ・頁P. 3、行No. 10～ ～(略)～ 注記2 民間調達を通じて民間組織が調査実施機関となることもある。その場合、本規格が対象とする調査プロセスの一部の実施を委託する場合が多い。 ・頁P. 13～、行No. 20～ ～(略)～ 受託業者は、当該基準が適用されたことを示す証拠を文書化し、保存しなければならない。	3. 4の定義「調査実施機関」に記載されている説明を見ると、「受託業者」は「調査実施機関」に含まれていると考えられる一方で、序文にある「受託業者」の補足説明を見ても7章以降(審査業務以降)に使用されている「受託業者」と6章までに使用されている「調査実施機関」との区別(定義の違い)が曖昧と考える。	7章以降の業務であっても、調査によっては、民間事業者以外の者が実施することもあることを考えると(例えば、データ入力業務を地方公共団体が実施することもある)、用語を統一してはどうか。又は、序章及び3. 4の定義の説明をより充実することで、定義を明確にしてはどうか。	○	3. 4の注記3を注記3を次のように修正した。 注記3 地方自治体が、法定受託業務として調査実施に責任を持つ組織となることもある。その場合、地方自治体は、本規格が対象とする調査プロセスの一部に対する調査実施機関となる。
3	2	・頁P4、行No. 11～ ～(略)～ 統計作成府省は、調査実施機関(地方支分部局・地方公共団体又は受託業者)、及び当該サービスの実現と管理に関与する人々の職責を記録しなければならない。	ここでは、「調査実施機関(地方支分部局・地方公共団体又は受託業者)の記録」及び「当該サービスの実現と管理に関与する人々の職責の記録」が求められているのか、それとも、「調査実施機関(地方支分部局・地方公共団体又は受託業者)の職責の記録」、及び、「当該サービスの実現と管理に関与する人々の職責の記録」が求められているのか、若干解読しづらくなっている。	求められている内容をより理解し易くするためにも、ここで求められる内容について文章を区切ることで明確にしてはどうか。	○	4. 1の解釈が前者であることを明確にするために、第2パラグラフをつぎのように修文。 統計作成府省は、調査実施機関(地方支分部局・地方公共団体又は受託業者)を記録すると共に、当該サービスの実現と管理に関与する人々の職責を記録しなければならない。
4	3	・頁P. 5、行No. 3～ 4. 5 事務の委任/業務の委託 統計作成府省は、当該公的統計調査に関係して実施される全ての業務に関して、全面的な責任を負う立場に立たなければならない。統計作成府省の許可無くして外注、アウトソース、再委託などをしてはならない。 ～(略)～	主語が「統計作成府省は、」であるが、その後の文章で「統計作成府省の許可無くして外注、アウトソース、再委託などをしてはならない。」となっており、統計作成府省が統計作成府省の許可を得なければならない(自分を自分で許可する構成)構成となっている。	調査実施機関が統計作成府省の許可を得なければならないという意図であれば、「統計作成府省は、当該公的統計調査に関係して実施される全ての業務に関して、全面的な責任を負う立場に立たなければならない」と「統計作成府省の許可無くして外注、アウトソース、再委託などをしてはならない。」に文章を分離してはどうか。	○	主語として、下記下線のように調査実施機関を補う。 統計作成府省は、当該公的統計調査に関係して実施される全ての業務に関して、全面的な責任を負う立場に立たなければならない。調査実施機関は、統計作成府省の許可無くして外注、アウトソース、再委託などをしてはならない。
5	4	・頁P. 5、行No. 3～ 4. 5 事務の委任/業務の委託 ～(略)～、統計作成府省の許可無くして外注、アウトソース、再委託などをしてはならない。 外注、アウトソース、二次委託などをする場合は、～(略)～。 統計作成府省及び調査実施機関は、業務委託先又は二次委託先が～(略)～。 統計作成府省及び調査実施機関は、業務委託又は二次委託された業務成果をレビューし、関係記録を保持しなければならない。	第一パラグラフ目の「外注、アウトソース、再委託など」と第二パラグラフ目の「外注、アウトソース、二次委託など」について、表現が異なるため、違う定義で使用されているように見える。	「再委託」と「二次委託」とが同定義で使用されているのであれば、その後の文章に「二次委託」が使用されているため、「二次委託」に統一してはどうか。	○	再委託を二次委託に統一する。
6	5	・頁P. 5、行No. 18～ 5. 1.1 調査実施機関、業務委託・委任先への指示、説明 統計作成府省及び調査実施機関は、業務委託・委任する業務について、関連する指示・説明を業務委託先・委任先に行わなければならない。行われた全ての指示・説明の内容は記録されなければならない。	項目名「5. 1.1 調査実施機関、業務委託・委任先への指示、説明」と文書中の「業務委託先・委任先」について、表現が異なる。	「業務委任先・業務委任先」と「業務委任・業務委任先」とが同定義で使用されているのであれば、用語を統一してはどうか。	○	本文中の業務委託先・委任先を業務委託・委任先に修正する。

7	6	<p>・頁P6、行No. 8～ 5. 2. 3 確率標本の品質基準 統計作成府省は、目標母集団又は抽出フレーム内の各人又は各抽出単位が、算定されている標本抽出確率を保持していることを確実にしなければならない。 統計作成府省及び調査実施機関は、標本抽出地点、並びに個々の人又は単位を選択するのに使用したデータの出所を、文書に記録しなければならない。</p>	<p>第1パラグラフ目の「目標母集団又は抽出フレーム内の各人又は各抽出単位」と第2パラグラフ目の「個々の人又は単位」について、表現が異なる。また、「目標母集団又は抽出フレーム内の各人又は各抽出単位」の「各人又は各抽出単位」について、「又は」が2つ連続することで、求められている内容が若干解読しづらくなっている。</p>	<p>「目標母集団又は抽出フレーム内の各人又は各抽出単位」と「個々の人又は単位」が同定義で使用されているのであれば、用語を統一してはどうか。 また、「各人」は「各抽出単位」の一部として表現されているのであれば、求められている内容をより分かりやすくするため、「各抽出単位」のみとしてはどうか（「各人」は削除するなど）。</p>	○	<p>第一パラグラフの各人を削除する。第二パラグラフの各人も削除し、単位を抽出単位に変更する。</p>
8	7	<p>・頁P7、行No. 1～ 6. 1 一般 統計作成府省及び調査実施機関は、統計法及び関連法令に基づき、調査対象者の秘密を保護し、かつ、そのことを対象者に安心感を与える手順を定め、実施しなければならない（6.3.2を併せて参照）。 ～(略)～</p>	<p>「そのことを対象者に安心感を与える手順を定め、」は求められている内容が若干解読しづらくなっている。</p>	<p>「そのことを対象者に安心感を与える手順を定め、」について、求められている内容をより分かり易くするため、「秘密保護について調査対象者に安心感を与える手順を定め」などとしてはどうか。</p>	○	<p>2つの要求事項が存在することを明確にする。 統計作成府省及び調査実施機関は、統計法及び関連法令に基づき、調査対象者の秘密を保護しなければならない。さらに、調査対象者にその秘密が保護されていることについての安心感を与える手順を定め、実施しなければならない（6.3.2を併せて参照）。</p>
9	8	<p>・頁P7～、行No. 1～ 6. 1 一般 統計作成府省及び調査実施機関は、統計法及び関連法令に基づき、調査対象者の秘密を保護し、かつ、そのことを対象者に安心感を与える手順を定め、実施しなければならない（6.3.2を併せて参照）。 ～(略)～</p>	<p>「調査対象者の秘密を保護し」と「そのことを対象者に安心感」について、表現が異なる。</p>	<p>「対象者」はこれ以降「調査対象者」と表現されているため、「調査対象者」に統一してはどうか（上記No. 7提案に反映）。</p>	○	<p>対象者を調査対象者に統一</p>
10	9	<p>・頁P7～、行No. 15～ 6. 2. 1 データ収集の管理運営スタッフ ～(略)～ 調査実施機関は、データ収集管理運営スタッフに対して実施した教育・訓練、及び彼らの業務能力を記録しなければならない。 また、これにより力量を把握し、必要に応じて教育・訓練を実施しなければならない。</p>	<p>「必要に応じて教育・訓練を実施」について、以降の教育・訓練の用語と表現が異なる。</p>	<p>「必要に応じて教育・訓練を実施」について、求められている内容をより分かり易くするため、以降の教育・訓練の文言に合わせ、「必要に応じて追加教育・訓練を実施」としてはどうか。</p>	△	<p>教育を継続的教育とする。</p>
11	10	<p>・P7～、行No. 19～ 6. 2. 1 データ収集の管理運営スタッフ ～(略)～ 注記)管理運営スタッフには、例えば、地方公共団体の統計担当職員が含まれる。 ～(略)～</p>	<p>「注記」について、この前の項目までと表現（「注記」で片括弧がついていない）が異なる。</p>	<p>「注記」、「注記」のどちらかに表現を統一してはどうか。</p>	○	<p>かっこなしに統一する。</p>
12	11	<p>・P7、行No. 32～ 6. 2. 2 指導員・調査員の募集・採用等 ～(略)～ 注記)上記の手順については、総務省政策統括官作成の「統計調査員の量・質の確保・向上に関する手引き(最新版)」等を参考にすることができる。</p>	<p>「統計調査員の量・質の確保・向上に関する手引き(最新版)」について、6. 1の注記「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」と表現が異なる。</p>	<p>「統計調査員の量・質の確保・向上に関する手引き(最新版)」について、6. 1の注記「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」の表現に合わせ、「統計調査員の量・質の確保・向上に関する手引き」(「(最新版)」の削除)としてはどうか。</p>	○	<p>、「統計調査員の量・質の確保・向上に関する手引き」とする。</p>
13	12	<p>・P7～、行No. 34～ 6. 2. 3 新しい指導員・調査員に対する基礎的教育・訓練 ～(略)～ 可能であれば、調査員がその初日に行うインタビューについては、データ収集管理運営スタッフによる同行を実施すべきであり、また、基礎トレーニング終了後に初めて担当する業務についてはモニタリングを行い、当該調査員にフィードバックを提供すべきである。 ～(略)～</p>	<p>データ収集管理運営スタッフが新しい調査員に同行するのは、周期調査であれば、新しい調査員の数が多い等の理由で難しく、また、経常調査においても指導員が同行することはあるであろうが、データ収集管理運営スタッフが同行するのは実行上難しいと考える。</p>	<p>同行支援が可能な場合に、データ収集管理運営スタッフによる同行に限定せず、指導員、ベテランの調査員などの同行でも良いのではないか。</p>	△	<p>実行可能性を考慮して下記のように修正する。 可能であれば、調査員がその初日に行うインタビューについては、指導員による同行を実施するのが良い。 また、基礎トレーニング終了後に初めて担当する業務についてはモニタリングを行い、当該調査員にフィードバックを提供することが望ましい。</p>

14	13	<p>・P7～、行No. 34～ 6. 2. 3 新しい指導員・調査員に対する基礎的教育・訓練（～略～） この教育訓練の約半分は、指導員と教育訓練受講者の間の対話が可能な双方向性のものでなければならない。 調査員に対して実施された基礎教育・訓練は、内容、実施時間、指導員が誰かを含め、記録されなければならない。 教育・訓練受講者及び指導員は、署名、又は同等の方法により、当該教育・訓練記録の内容が間違いのないことを相互に承認しなければならない。 ～（略）～</p>	<p>項目名「新しい指導員・調査員に対する基礎的教育・訓練」について、新しい指導員に対する直接的な記述が文章中に見当たらない。また、基礎的な教育・訓練をすでに受けているものが新しい指導員になっていることから、新しい指導員に基礎的な教育・訓練は必要ないとする。 文章中の「指導員と教育訓練受講者の間」の「教育・訓練受講者」は「新しい指導員・調査員」のことを指しているのか、それとも「新しい調査員」のみを指しているのかが分かりづらい構成となっている。また、指導員が必ずしも新しい指導員や新しい調査員に対する教育・訓練を指導するとは限らず、地方公共団体等の職員が役割を担うこともあると考える。</p>	<p>項目名の「新しい指導員」について、記載されている文章で求められていないのであれば削除、求められているのであれば明確に記載した方が良いのではないかと。 また、上記を考慮した上で、新しい調査員、新しい指導員に対する教育・訓練を指導する者が指導員と限らないため、「指導員と教育訓練受講者の間」の「指導員」について「指導員など教育・訓練指導者と教育・訓練受講者の間」などと表現してはどうか。</p>	△	項目名から、指導員を削除する。
15	14	<p>・頁P7～、行No. 34～ 6. 2. 3 新しい指導員・調査員に対する基礎的教育・訓練（～略～） この教育訓練の約半分は、指導員と教育訓練受講者の間の対話が可能な双方向性のものでなければならない。 調査員に対して実施された基礎教育・訓練は、内容、実施時間、指導員が誰かを含め、記録されなければならない。 教育・訓練受講者及び指導員は、署名、又は同等の方法により、当該教育・訓練記録の内容が間違いのないことを相互に承認しなければならない。 ～（略）～</p>	<p>本記述中の「教育・訓練」と「教育訓練」について、表現が異なる。</p>	<p>「教育訓練」は、前後の記述でも「教育・訓練」として表現されているため、「教育・訓練」に統一してはどうか。</p>	○	教育・訓練に統一する。
16	15	<p>・頁P8、行No. 24～ 6. 2. 4 指導員・調査員の継続的教育・訓練と考課（～略～） それより参加頻度の下がる指導員・調査員については、適切な間隔で考課を行わなければならない。そのような考課は、全て指導員・調査員と調査実施機関のデータ収集管理職との対話が可能なもの（対面、又は電話）でなければならない、業務の検証結果のフィードバックが含まなければならない。</p>	<p>前述までの「データ収集管理運営スタッフ」と本記述の「調査実施機関のデータ収集管理職との対話が～」の「データ収集管理職」について、表現が異なる。また、「データ収集管理運営スタッフ」と「データ収集管理職」とが同一定義ではないとしても、全ての指導員・調査員の考課について、データ収集管理職が対応することは、人的リソースの制約等により困難と考える。</p>	<p>前述までの「データ収集管理運営スタッフ」と本記述の「調査実施機関のデータ収集管理職との対話が～」の「データ収集管理職」について、「データ収集管理運営スタッフ」に統一してはどうか。</p>	○	「データ収集管理運営スタッフ」に統一する。
17	16	<p>・頁P8～、行No. 36～ 6. 3. 1 指導員証・調査員証等の交付 調査実施機関は、指導員及び調査員に、調査員事務打合せ会又はそれ以前に、それぞれ指導員証・調査員証（写真・シール貼付）及び任命辞令（民間事業者を活用する場合を除く）を交付しなければならない。</p>	<p>指導員証・調査員証の交付は、調査実施機関以外に統計作成府省が実施する場合もある。</p>	<p>「調査実施機関は～」を「統計作成府省及び調査実施機関は～」としてどうか。</p>	一部C	「又は」とする
18	17	<p>・頁P9、行No. 10～ 6. 3. 2 調査対象者に対する配慮 統計作成府省は、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」を踏まえ、①統計法に基づく秘密保持に関する規定、②調査の目的、③統計作成府省及び調査実施機関（地方支分部局・地方公共団体又は受託業者）の名称等を、調査のお知らせ又は調査依頼文書等に記載しなければならない。</p>	<p>前述までと異なり、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」について注記がない。</p>	<p>前述までと同様、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」について注記を追加してはどうか。</p>	○	注記を追加した。
19	18	<p>・頁P9、行No. 22～ 6. 3. 3 特に配慮を要する調査対象者に対する統計調査（～略～） 注記）何らかの意味で配慮を要する対象としては、外国人、障害者などが挙げられる。</p>	<p>注記について、個人・世帯などを対象とした統計調査において、高齢者が調査対象となることが多いことも配慮した方がよいと考える。高齢者に配慮し、レイアウト、文字サイズ等の工夫、統計調査員による他計としている調査も存在する。</p>	<p>注記について、配慮を要する対象の例として、高齢者を追加してはどうか。</p>	○	高齢者を追加した。

20	19	<p>・頁P10～、行No. 15～ 6. 4. 1 一般 (～略～) —最近採用された調査員全員の業務に対して、最初の担当業務において検証を実施する必要性があること。 —定期的に使用される指導員・調査員に対しても、必ずしも毎回行われる必要はないものの、それらの指導員・調査員が担当する業務について、結果的に頻繁に検証されることになるように、検証を行う必要があること(検証の結果により、個人の業務に対するその後の検証の頻度が影響を受ける場合がある)。 (～略～)</p>	<p>最近採用された調査員の業務に対する検証の考慮は重要と認識する一方、大規模な周期調査等では新規採用の調査員割合が非常に高く、財政的制約等によりその全員に対して検証を実施することは困難と考える。</p>	<p>「最近採用された調査員全員の業務～」を「最近採用された調査員の業務～」(「全員」を削除)などとしてはどうか。</p>	△	<p>要請を勧告に変更する。</p>
21	20	<p>・頁P11～、行No. 3～ 6. 4. 2 検証の記録 調査実施機関は、各公的統計調査の各回に関して実施された検証について、レポートを作成しなければならない。 (～略～) —当該公的統計調査・レベルと当該指導員・調査員・レベルの両方で取られた、又は取るこ とが予定されている是正措置/予防措置についてのレポート。 (～略～)</p>	<p>6. 4. の記述にある「当該公的統計調査レベル」及び「当該指導員・調査員レベル」と「当該公的統計調査・レベル」及び「当該指導員・調査員・レベル」が表現が異なる。</p>	<p>「当該公的統計調査レベル」及び「当該指導員・調査員レベル」に統一してはどうか。</p>	○	<p>統一する。</p>
22	21	<p>・頁P11～、行No. 3～ 6. 4. 2 検証の記録 調査実施機関は、各公的統計調査の各回に関して実施された検証について、レポートを作成しなければならない。 (～略～) 注記1 調査員調査の場合には、検証を行うことを調査実施機関は宣言しなければならない。ただし、その実施に当たっては、調査実施前に定めた検証の方法及び水準により行うことが望ましい。 (～略～)</p>	<p>「検証を行うことを実施機関は宣言～」としているが、誰に対して宣言するかの対象について記述されていない。</p>	<p>求められている内容をより分かりやすくするため、誰に対して宣言するかの対象を明確にした方がよいのではないかと。</p>	△	<p>注記1を削除する。</p>
23	22	<p>・頁P11～、行No. 3～ 6. 4. 2 検証の記録 調査実施機関は、各公的統計調査の各回に関して実施された検証について、レポートを作成しなければならない。 (～略～) 注記1 調査員調査の場合には、検証を行うことを調査実施機関は宣言しなければならない。ただし、その実施に当たっては、調査実施前に定めた検証の方法及び水準により行うことが望ましい。 (～略～)</p>	<p>注記の表現について、注記2はないのに「注記1」となっている。</p>	<p>注記2はないので、「注記1」は「注記」(又は「注記」)ではないのではないかと。</p>	○	<p>注記1全体を削除した</p>
24	23	<p>・頁P11、行No. 32～ 6. 6. 2 自記式調査票の試験調査 統計作成府省は、調査票の変更を行う場合、使用前に試験調査を実施し、その結果、及び取られた処置の一切を記録しなければならない。 同じ調査票がそれ以前にテストされ、詳細に記録され、かつ、ほぼ等しい状況において既に使用されている場合、そのようなテストは、統計作成府省の判断により、限定的な規模と方法で実施することができる。 統計作成府省は、記入の仕方に関する調査対象者への注意事項を調査票に記載、又は関連資料として作成しなければならない。</p>	<p>調査票変更による事前の影響等の把握については重要と認識している一方、財政的制約等により、試験調査を実施できるのは一部の大規模調査、または一部の新規調査などに限られているため、必ず実施するのは困難である。</p>	<p>「使用前に試験調査を実施し、」を「試験調査を実施するなど使用前に検証を行い、」などとしてはどうか。 また、上記記述に変更するとした場合、「同じ調査票がそれ以前にテストされ、詳細に記録され、かつ、ほぼ等しい状況において既に使用されている場合、そのようなテストは、統計作成府省の判断により、限定的な規模と方法で実施することができる。」は削除してはどうか。</p>	△	<p>必要に応じて下記のように追加した。 統計作成府省は、調査票の変更を行う場合、必要に応じて使用前に試験調査を実施し、その結果、及び取られた処置の一切を記録しなければならない。</p>

25	24	<p>・頁P12、行No. 15～ 6. 6. 4 調査対象者保護 ～(略)～</p> <p>調査実施機関は、統計作成府省の指示に従い、意図する調査対象者が配慮を要する対象者の場合、6.3.3 に従い、適切な保護策を講じなければならない。</p>	<p>「統計作成府省の指示に従い」及び「意図する調査対象者が配慮を要する対象者の場合、6.3.3 に従い」の従うものが2つ連続することで、ここで求められている内容(調査対象者保護)が若干分かりづらくっており、配慮を要する対象者のみに適切な保護策を講じるかのようにも見える。ここでは、調査対象者全てに保護策が必要であることを明確にした方がよいと考える。</p>	<p>6. 3. 3は調査対象者に対する配慮であるため、「意図する調査対象者が配慮を要する対象者の場合、6.3.3 に従い、」を削除し、「調査実施機関は、統計作成府省の指示に従い、調査対象者に対し適切な保護策を講じなければならない。」などとしてはどうか。</p>	×	提案した修正は、6. 6. 4と重複
26	25	<p>・頁P12、行No. 31～ 6. 8 データ収集に関する記録 ～(略)～</p> <p>ープロジェクトで使用された全てのデータ収集素材の写し。これには、調査票、指導調査員・調査員への指示・説明資料が含まれる。 ー使用した標本抽出方法。これには、抽出フレームその他のソース、選定、及び割当が含まれる。 ー指導調査員・調査員全員について、本人識別情報、割り当てられた業務の量(例:インタビュー数)及び種類(例:面接、電話インタビュー、定量)と達成されたもの。</p>	<p>「ープロジェクトで～(略)～、調査票、指導調査員・調査員への指示・説明資料が含まれる。」及び「ー指導調査員・調査員全員について、～(略)～」について、他記述では「指導員」としており、表現が異なっている。</p>	<p>「指導調査員」について、他記述と同様、「指導員」に統一してはどうか。</p>	○	指導員に統一する。
27	26	<p>・頁P13、行No. 22～ 7. 2. 1 仕様書 ～(略)～</p> <p>受託業者は、試みても入力不能のもの(組み込まれたロジックチェックが受け付けてくれないもの)に関して、統計作成府省に照会し、決定及び解決を委ねなければならない。また、データに加えられた一切の変更に関する記録を作成・保管しなければならない。 ～(略)～</p>	<p>「受託業者は、試みても入力不能のもの(組み込まれたロジックチェックが受け付けてくれないもの)に関して、統計作成府省に照会し、決定及び解決を委ねなければならない。」について、「受託業者」と「統計作成府省」は必ずしも契約関係にないため、照会できるとは限らない。</p>	<p>「統計作成府省に照会し」を「統制作成府省又は調査実施機関に照会し」などとしてはどうか。</p>	△	次の下線のように変更する。 受託業者は、試みても入力不能のもの(組み込まれたロジックチェックが受け付けてくれないもの)に関して、 <u>委託元である統計作成府省又は調査実施機関に照会し、決定及び解決を委ねなければならない。</u>
28	27	<p>・頁P14、行No. 5～ 7. 3 データの手入力を要しないデータベースの正確性 統計作成府省又は受託業者は、自動データ入力プロセス(例:スキャナー読み取り)について、調査毎に、検証を行わなければならない。 ～(略)～</p>	<p>「自動データ入力プロセス」について、「入力」の「力」が漢字の「りょく」ではなく、カタカナの「カ」となっている。</p>	<p>「自動データ入力プロセス」を「自動データ入力プロセス」としてはどうか。</p>	○	修正する。
29	28	<p>・頁P16、行No. 14～ 7. 6 データファイルの管理 統計作成府省は、データファイル管理に当たって、次の事項に留意しなければならない。 ーファイル、又はファイル内のレコードが重複していないこと。 ー最新版が使用されていること。 ー元のデータセットとクリーニング済みのデータセットが明瞭に区別できること。 ーデータ・エディティングの前と後で、度数カウントその他の記録を取り、比較できるようになっていること。</p>	<p>「ーデータ・エディティングの前と後で、度数カウントその他の記録を取り、比較できるようになっていること。」について、「度数カウント」はデータ修正前後の何の度数カウントを求められているのかが曖昧である。</p>	<p>ここで求められている度数カウントとは、データ・エディティングの前後の何の何を明確にしたほうが良いのではないか。</p>	○	「度数カウント」を「度数の集計」に修正する。
30	29	<p>・頁P16、行No. 25～ 7. 7. 2 分析の記録 統計作成府省又は委託業者は、分析プロセスの記録を作成・保管し、実行された分析の一切を、後日再現できるようにしなければならない。</p>	<p>「統計作成府省又は委託業者は、」について、「委託業者」となっており、他の記述の「受託業者」と表現が異なる。</p>	<p>「委託業者」は、他の記述に合わせ「受託業者」に統一した方がよいのではないか。</p>	○	受託業者に修正する。
31	30	<p>・頁P16～、行No. 28～ 7. 7. 3 データ分析に関する検証 統計作成府省(又は委託業者)はそのチェックを記録しなければならない(例えば、チェックリストを用いて、すべての適切なデータ分析の検証が十分に完了していることを確実にすること)</p>	<p>「統計作成府省(又は委託業者)」について、これまでの記述の「統計作成府省又は委託業者(括弧書がない)」と表現が異なる。また、「委託業者」について、No. 28と同様、表現が異なる。</p>	<p>「統計作成府省(又は委託業者)」について、括弧書を削除するとともに、上記と同様、「委託業者」を「受託業者」に統一した方がよいのではないか。</p>	○	受託業者に修正する。

32	31	・頁P17～、行No. 12～ 7. 7. 4 集計表 ～(略)～ ーウエイト付けを行った比率表記と行っていない比率表記の両方が利用可能な状態にあること。 ～(略)～	「ウエイト付けを行った比率表記と行っていない比率表記の両方が利用可能な状態にあること。」と記述されているが、ここでいう「ウエイト付けを行った比率」と「ウエイト付けを行っていない比率」とは何を指すのかが曖昧である。例えば、標本調査の場合に「ウエイト付けを行っていない比率」とは何か、また、全数調査で「ウエイト付けを行った比率」とは何かなど、より分かりやすい表現とした方がよいと考える。	「ウエイト付けを行った比率表記」と「行っていない比率表記」の両方について、求められている内容をより分かりやすい表現とはどうか。	○ 例示追加による下記の修文を行った。 抽出率などでウエイト付けを行った比率表記
33	32	・頁P18～、行No. 12～ 8. 公的統計調査プロジェクトの報告 ～(略)～ ー謝礼の種類(当てはまる場合)。 ～(略)～	「謝礼の種類(当てはまる場合)」について、他記述では「報奨品」と表現されている。	「謝礼の種類(当てはまる場合)」について、「謝礼」は他記述と同様、「報奨品」に統一した方が良いのではないかと。	○ 「報奨品」に統一する。
34	1	2 「3用語と定義」	「6.2.1データ収集の管理運営スタッフ」はそれ自体を用語として説明したほうが、「3.6調査員」「3.7指導員」という用語との関係がわかりやすいと考える。	用語に「データ収集の管理運営スタッフ」を追加。項番は「3.6調査員」の前とし、「データ収集の管理運営スタッフ:統計作成府省及び調査実施機関において調査員、指導員を管理監督する者で地方公共団体の統計担当職員なども含まれる。」としたらと考える。	○ 下記の定義を追加する。これにより、項番を順次変更する。
35	2	4 「マネジメントシステム」	公的統計にISO20252でいう監査、プロセスマネジメントレビューの導入は難しいと思われるが、マネジメントレビューは公的統計のPDCAの基本でもあり、何らかの仕組みが望ましい。	公共サービス改革法に基づく統計調査は官民入札等管理委員会が第三者機関としてマネジメントレビューの機能を果たしている。そのような仕組みあるいは「8報告」にある項目について関係者がレビューする仕組(会議体)などを「4.6調査プロセスマネジメントレビュー」として検討したらと考える。	× マネジメントレビューを仕組みに入れることは、有用だが、このままの表現では、現状の仕組みが対応しない。
36	3	7 「6.2.1データ収集の管理運営スタッフ」	項目NO.1との関連で、1を採用すれば注記は不要となる。	注記の削除。但し、教育テキストへの注記として、『上記の教育には「統計実務基礎知識(統計情報研究開発センター)」などを参考できる』を加えることも考えられる。	○ 注記を削除する。
37	4	8 9行目の(例:CAI)	英文略称は原文を併記した方が望ましい。	CAIがコンピュータ支援教育なら「computer-assisted instruction または computer-aided instructio」であり、CAPIなら「Computer Assisted Personal Interview」と原文を表記したらと考える。これはp12のCAPI、CATI、p14のCAIデータベースなども同様である。	○ 採択、CAIのみカッコ内のカッコになるので、文を次のように補った。 例えば、CAI ( Computer-Assisted Interviewing ) の場合。
38	5	8 「6.2.4」の1行目	「常時使用する(すなわち、1暦年に5回以上の調査を担当する)」の記述は回数だけではなく担当サンプル数も検討されたらどうか。5回未満でも担当サンプルが多い指導員、調査員を考慮するためである。但し、その出現頻度を検討する必要があると思われる。	実態に即した表記を検討されたらと考える。例としては、「1暦年に5回以上の調査を担当するまたは担当サンプル数が合計で100サンプル以上を担当する」などが考えられる。	× 数値基準については、今後の検討課題
39	6	11 「6.4.2検証の記録」の6行目	「使用した内容が含まれ。」は誤植と思われる。	「使用した内容が含まれる。」	○ 修正する。
40	7	11 「6.6.1自記式/インターネット調査のための標本抽出」の文末	この要求事項は本指針独自のものであるが、文末の「これには得られたデータへの一切の影響が含まれる」は意味がわかりにくい。具体的例示または注記があったほうが望ましい。	「影響」をアクセスパネルから抽出された対象者と無作為抽出との違いと考えるならば、そのような記述または注記が考えられる。	○ コメントの趣旨に沿い下記の注記を追加した。 注記 アクセスパネルは、母集団からの無作為抽出とは異なり、得られたデータには当該アクセスパネル特有の性質が反映される場合がある。
41	8	15 「7.4.6検証」3行目	「プロジェクトあたり最低5%を検証する組織的な方法」は%の母数及び組織的な方法の注記があったほうが望ましい。	JMRA(日本マーケティングリサーチ協会)のISO20252認証協議会のガイドラインでは「規格は検証の数量をプロジェクト当たり5%としています。しかし、これは5%のデータをランダムに抽出する手順を求めているわけではありません。検証の仕方については「組織的な方法」が求められているだけです。コーディングされたサンプルをランダムに抽出する必要は無く、コーダーが作業を始めた初期のサンプルについて、集中してチェックする方法もあります。」としている。	○ 下記の注記を追加した。 注記 コーディングされた調査票をランダムに抽出しなくても良い。例えば、作業を始めた初期の調査票を集的に検証する方法もある。
42	9	17 「7.7.4集計表」の15行目	「-統計的検定」はISO20252の原文では「type of statistical tests used」となっているので別表記が望ましい。	原文からは「-使用された統計的検定のタイプ」がとなると思われる。	○ 「-使用された統計的検定のタイプ」に修正した。

43	10	20 付属書A	ISO20252規格項番名称に一部誤植が見られる。	「3品質マネジメントシステムに関する要求事項」 →「3調査プロセスマネジメントシステムに関する要求事項」 「4.4.3自記式調査票のプリテスト」 →原文どおりだと「4.4.3調査票のプリテスト」で自記式の表記はない。 「5.7二次的ソースからのデータ収集」 →「5.8二次的ソースからのデータ収集」 「5.8データ収集に関する記録」 →「5.9データ収集に関する記録」	○	修正した
44	11	21 付属書Aの続き	ISO20252規格項番名称に一部誤植が見られる。	「6.4.2コードフレームの作成 手動及び半自動コーディングのためのコードフレームの作成」 →「6.4.2手動及び半自動コーディングのためのコードフレームの作成」 「6.8.3データ分析に関する検証」 →「6.7.3データ分析に関する妥当性確認」 「6.90データのバックアップ、保存、セキュリティ」 →「6.9データのバックアップ、保存、セキュリティ」	○	修正した
45	1	P.7 L.31	「統計調査員の量・質の確保・向上に関する手引き(最新版)」の最新版は、引用符から外に出すべき。最新版という表現が適切なのか。日付(2012年3月26日)の方が良いのではないか。この文書の更新を常にフォロー出来るとは、限らないのではないか。又、この文書が、2項の引用規格に挙げられていないが適切か?	「統計調査員の量・質の確保・向上に関する手引き(最新版)」(最新版)	○	(最新版)を削除する
46	2	P.10 L.10	誤字 これらの報賞品等の内容	これらの報奨品等の内容	○	修正した
47	3	L.22 L.23 L.31 L.36	仕様書と業務仕様書の二通りの言葉が使用されているが、物理的に同じドキュメントを指しているならば、名称の統一。違うドキュメントを指しているならば、違いが分かるような名称を使用すること。	仕様書	○	業務仕様書に統一した
48	4	P.17 L.34	誤記:閉じカッコの位置誤り 完全性(すなわち、各ファイルに正しい数のファイル及びレコードが含まれている)こと。	完全性(すなわち、各ファイルに正しい数のファイル及びレコードが含まれていること。)	○	修正した
49	5	P.20 L.2 L.7 L.14 L.35	規格本文と名称が不一致なので、合わせる。 チェックリスト項番名称 業務能力と教育・訓練 一般要求事項 指導員・調査員のインスペクション	本規格項番名称 業務能力と教育・訓練 一般 指導員・調査員の検証	○	修正した